平成２９年（再ロ）第８号

東京都立川市羽衣町２丁目70番14号スーペリアマンションⅠ203号

再生債務者　鈴木　喜博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月１日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第４号

長野県松本市里山辺3790番地１　プリオールモモ102号（住民票上の住所　富山県富山市犬島５丁目８番30号）

再生債務者　木下　智昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月26日　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（再ロ）第８号

愛知県刈谷市小垣江町南曲７番地10

再生債務者　田邊　直人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月１日

名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２１年（再ロ）第３号

宮城県白石市郡山字平成138番地２

再生債務者　江口みゆき

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年10月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年４月27日

仙台地方裁判所大河原支部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年４月20日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項により公告します。

１．代表清算人氏名　岩田　　功

２．住所　東京都台東区東上野３丁目１番10号井門東上野ビル５階

平成30年５月11日

全国調理食品加工業厚生年金基金

代表清算人　岩田　　功

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年４月20日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項に規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条により公告します。

１．代表清算人氏名　岩田　　功

２．住所　東京都台東区東上野３丁目１番10号井門東上野ビル５階

平成30年５月11日

全国調理食品加工業厚生年金基金

企業年金基金変更公告

当企業年金基金は名称を変更したので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告します。

１．新基金の名称　きらぼし銀行企業年金基金

２．旧基金の名称　東京都民銀行企業年金基金

３．変更年月日　平成30年５月１日

平成30年５月11日

東京都港区南青山３丁目10番43号

きらぼし銀行企業年金基金

理事長　山下　俊一

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年六月二十日であり、各社の株主総会の承認決議は平成三十年六月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年五月七日

掲載頁　九十頁（号外第九十七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年五月七日

掲載頁　九十一頁（号外第九十七号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成三十年五月十一日

札幌市西区発寒十条十一丁目二番一四号

（甲）阿部鋼材株式会社

代表取締役　阿部　大祐

北海道石狩市新港西三丁目七四七番地七

（乙）川合スチール株式会社

代表取締役　阿部　大祐

北海道石狩市新港西三丁目七四七番地七

（丙）有限会社サンライズタケダ

代表取締役　阿部　大祐

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成三十年五月十一日

掲載頁　二頁

平成三十年五月十一日

東京都港区南青山二丁目二番一五一八二二五号

（甲）ＭＹ株式会社

東京都港区南青山二丁目二番一五一八二二五号

代表取締役　鈴木　大亮

（乙）合同会社ＹＣＨ１

代表社員　鈴木　大亮

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月

掲載頁　九十五頁（号外第八十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月二十六日

掲載頁　八十八頁（号外第二八一号）

平成三十年五月十一日

東京都港区芝二丁目二八番八号

（甲）株式会社エヌ・ビー・シー

代表取締役　森　啓次郎

東京都目黒区下目黒三丁目七番一〇号

（乙）アジアンベイシス株式会社

代表取締役　浅井　英明

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月二十一日

掲載頁　一八七頁（号外第二七九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十二月二十日

掲載頁　五十頁（号外第二七六号）

平成三十年五月十一日

東京都新宿区津久戸町一番八号

（甲）株式会社ＥＰ綜合

代表取締役　田代　伸郎

札幌市中央区北一条西五丁目二番地

（乙）株式会社エクサム

代表取締役　米森　　寛